

(別添 1)

仕様書

1. 設備の数量・仕様については以下のとおりとし、記載された内容に適合するものであること。また、既設の残存設備との整合性を十分考慮すること。

機器名	数量	設置場所	備考
純正空気混合装置	1 基	マニホール棟	
システム電源盤	1 基	マニホール棟	

2. 純正空気混合装置およびシステム電源盤の仕様については以下のとおりとする。

① 純正空気混合装置

- ・酸素動作範囲 21.0～22.0%
- ・最少酸素遮断閾値 20.0%
- ・最大酸素遮断閾値 23.5%
- ・最大流量 200N m³/h (1 基あたり)
- ・弁類の制御 N2 駆動方式
- ・キャビネット寸法 830(D)×610(W)×1,700(H) [mm] 以内
- ・UPS バッテリ (無停電電源装置) を有していること。
- ・異常発生時にはフロントパネルディスプレイに異常内容が表示されること。
- ・酸素濃度は混合装置とバッファタンク内の 2 か所を分析し、その値がフロントパネルのディスプレイに表示されること。
- ・純度、設備状態により緊急遮断弁が作動し、院内供給を遮断できること。
- ・電気制御部はユニットごと交換できること。

② システム電源盤

- ・純正空気混合装置の保守・点検時に、混合装置から中央監視室への警報を遮断でき、警報遮断中であることを回転灯にて表示できること。
- ・混合装置機械室内の酸素濃度が異常状態になった場合、回転灯にて表示できること。
- ・8 点以上の故障表示灯のランプテスト押釦とリセット押釦を有すること。
- ・中央監視室へのドライ接点デジタル警報を有すること。
- ・盤側面と盤内部に酸素センサーとアンプを有していること。
- ・盤内部に中央監視室への警報「入」・「切」押釦を有していること。

3. その他条件等

- ・設置作業期間も院内への医療ガス供給を維持した状態で作業を行うこと。また、バックアップ体制については病院と協議のうえ、確実に行うこと。
- ・供給装置の交換等、既設設備からの供給を停止させる際は、必ず当院担当職員へ作業計画書を提出し、承認を得たうえで仮設供給を実施すること。
- ・純正空気システムを保有、もしくはこれらの設備の納入実績があるメーカーからの供給証明書を有していること。
- ・純正空気システムメーカーのメンテナンス資格を有していること。

4. 設置作業上の留意事項

- ・作業にあたり、労働安全衛生法、高圧ガス保安法および関係法令に定める諸法令を遵守すること。
- ・作業中に事故等が発生した場合は、ただちに病院に連絡するとともに、事故報告書を速やかに提出し、病院の指示に従うこと。
- ・当院の通常業務に支障がないよう作業すること。また、騒音・振動等が発生する場合は、事前に病院の許可を得ること。
- ・作業にあたり、既存設備、病院建物設備および衛生環境に損害を与えないように十分に養生を行うこと。万が一、損害を与えた場合は請負者の責任において原状復帰すること。
- ・作業に際して発生した梱包材料等の廃材は、法令に基づき、請負者負担にて適切に処分すること。
- ・作業前には作業計画書を当院担当職員へ提出し、十分に協議を行ったうえで作業を行うこと。また、改修図も併せて提出すること。
- ・病院建物内および敷地内は全面禁煙のため喫煙は認めない。
- ・作業に必要な電力・用水は病院にて無償で提供する。

5. 検査

- ・設置終了に際しては、当院担当者立会いのもと、運転試験を実施すること。また、不具合の場合は速やかに改修し正常な運転を確保すること。
- ・不具合改修に要する費用はすべて請負者の負担とする。

6. 高圧ガス申請

- ・高圧ガス保安法およびその他関係法令による行政機関等への必要な許可申請、届出等手続きについては作業期間内に確実に実施すること。
- ・申請に要する費用はすべて請負者の負担とする。

7. 完成図書等

- ・設置作業完了後、作業工程写真、作業実施報告書（報告文書・図面・機器仕様書等）を提出すること（図面類は電子媒体でも提出すること）。

8. 保守点検

- ・当院の純正空気供給設備の正常な運転機能を維持するため、既設の液化酸素および液化窒素貯蔵タンクを含め、適切な点検とプログラムによる整備を行い、常時安全かつ良好に作動するよう必要な保守作業を別添2「保安・維持管理について」のとおり行うことができること。なお、保守業務契約は本入札案件とは別途として扱う。